

熊谷市地域防災計画（修正案）に対する意見及び市の考え方

1 意見募集期間

平成27年7月23日（木曜）から 同年8月17日（月曜）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

提出者数 1名

意見の件数 3件

3 意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
P.4 「■熊谷市域の活断層及び関東平野北西縁断層帯の位置」(図)	旧名で表示されている町名があるが、例えば「旧吹上町」等の表示に修正すべきではないか。	御指摘のとおりと考えますので、旧名であることがわかるような表示に改めたいと考えております。
P.71 第2章第11節「第12 要配慮者の安全対策」	P.72に、要配慮者とは「要介護高齢者や障害者等」と記載されているが、その前の「2 在宅の要配慮者全般の安全対策」の文頭で、要配慮者がどのような人を指すのか、注釈を記載すべきではないか。	第1章第4節「防災ビジョン」中に、要配慮者への支援の視点に立った対策の推進に関する記述を加え、その中で、要配慮者がどのような人を指すのか、記載したいと考えております。
P.211 第4章第5節 災害情報通信計画	災害時において、本部長から住民まで、どのようなかたちで情報が伝達されるのかを、フローチャート(イメージ図)により示す方がわかりやすいのではないか。	第3章(風水害応急対策計画)、第5節(災害情報通信計画)の「第2 災害通信計画」において図示しており、第4章第5節の「第2 災害通信計画」については、同内容の繰り返しを避ける観点から、第3章への参照形式による記載としております。 なお、住民への情報伝達が災害時の最重要課題の一つであることを踏まえ、今後の修正において、計画全体の記載形式の見直しについての検討の中で、参考とさせていただきたいと考えております。